職歴	イ　事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	二十五
	ロ　事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	二十
	ハ　事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。	十五
	ニ　事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。	十
年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が三千万円以上であること。	五十
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	四十
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が二千万円以上二千五百万円未満であること。	三十
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千万円未満であること。	二十
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上千五百万円未満であること。	十
地位	イ　所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	十
	ロ　所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（この項のイに該当する場合を除く。）。	五
特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。	十
	ロ　申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五
	ハ　申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十

附　則

この告示は、平成二十四年五月七日から施行する。

別表第一

一　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三　本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

別表第二

一　研究を行う業務に従事する活動

二　本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

三　自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

四　人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

五　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

別表第三

上陸申請の時点における年齢	金額
三十歳未満	三百四十万円
三十歳以上三十五歳未満	四百四十万円
三十五歳以上四十歳未満	五百万円
四十歳以上	六百万円

別表第四

一　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項

二　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項又は第十一条第一項

三　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項

四　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項

五　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第六条第一項

六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項又は第十六条第三項

七　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項又は第六条第一項

八　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四条第一項